

第49回

今泉小学校PTA総会要項

「生き生きと活動する心豊かな子どもの育成」

～まなぶ子 思いやりのある子 たくましい子～



今泉小学校キャラクター
「いまにゃん」

上尾市立今泉小学校PTA

〒362-0047
上尾市大字今泉268番地
048-781-4318

目 次

第1号議案	令和5年度事業報告	．．．．．	P1. 2
第2号議案	令和5年度決算報告書及び監査報告	．．．．	P3. 4
第3号議案	令和6年度本部役員	．．．．．	P5
第4号議案	令和6年度事業計画	．．．．．	P6
第5号議案	令和6年度PTA予算	．．．．．	P7
第6号議案	上尾市立今泉小学校PTA会則	．．．．．	P8～12
第7号議案	上尾市立今泉小学校PTA 個人情報取扱規則	．．．．．	P13～15
PTA組織図	．．．．．	．．．．．	P16

添付資料

- ※ 業務委任契約(資料1)
- ※ 参考資料(今泉小学校PTA保険制度の概要)(資料2)

令和5年度 事業報告

本 部			
年・月	本部・学校協力事業	年・月	協力事業
令和5年	4月 第48回PTA総会 書面決議 5月 運動会協力、除草作業 各区自治会長挨拶回り 「こども110番の家」プレート設置店舗手紙配布 7月 学年会計監査 10月 PTA中間会計監査 学校会計監査 除草作業 11月 ふれあいコンサート協力 12月 学年会計監査	令和5年	6月 育成連環境浄化活動(中止) 8月 子供健やかシンポジウム(動画視聴) 9月 大谷中学校体育祭(参加なし) 大谷地区体育祭(参加なし) 11月 デートDV予防セミナー(児童虐待)(12月 育成連ぐるっとくん地域めぐり作戦参加 ヒューマンライツミーティング動画視聴
令和6年	2月 校外指導部役員選考会 学級部役員選考会司会 入学説明会 3月 PTA会計監査、学年会計監査 年度末PTA会計監査、学校会計監査 感謝の集い 4月 新入生保護者へ名札、防犯マニュアル配布 学級部(卒業準備対策委員会選出) 令和6年度お手伝い選出	令和6年	1月 上尾市民駅伝競技役員会議、大会(参加なし) その他 大谷地区五校連絡協議会 大谷中学校区生徒指導連絡協議会 大谷中学校区学校安全パトロールカー事業 南部地区人権教育活動実践報告会(参加なし) 上尾市育成連推進大会(参加なし) 大谷中学校PTA総会(書面決議) 市民体育祭(参加なし)、小学校陸上競技大会(参加なし) 青少年育成講演会
その他	部会(随時実施)、合同役員会(書面) 理事会(3回)、本部役員選考委員会(3回) 学校運営協議会(5回)、学校保健委員会(3回) 「こども110番の家」協力依頼(保護者・地域) 青パトお手伝い割り振り表作成・配布 講演会お手伝い手紙作成・配布 各部LINEWORKSへの招待 PTAホームページブログ配信 いまにゃんポリスポスター「こども110番の家」協力店舗に配布 PTA意識調査アンケート実施、本部役員説明会実施	年・月	上尾市PTA連合会 協力事業
		令和5年	5月 市P連新旧理事会 上尾市PTA連合会定期総会・常任理事懇親会 11月 家庭環境部会LINEWORKS研修会(パネラー)
		令和6年	2月 市P連研究発表大会(動画配信)
		その他	市P連理事会(4回)、市P連代表者会議(3回) 北足立北部地区PTA連絡協議会 総会(書面決議) 埼玉県PTA連合会定期総会(欠席) 北足立北部地区PTA連絡協議会役員研修(参加なし) 上尾市小学校給食献立委員会Web会議(11回)

年・月	団地地区委員事業		
令和5年	4月 第48回PTA総会(書面決議)・合同役員会(書面) 5月 ふれあい運動会 上尾市青少年育成連合会西上尾第一団地地区会議定期総会 7月 夏休みラジオ体操協力 8月 夏休みラジオ体操協力 夏休み映写会 かるた大会 大型紙芝居協力 10月 第9回あげお郷土こどもかるた大会参加協力 青空祭り協力(秋祭り)・パトロール協力 11月 第33回上尾市青少年健全育成推進大会準備協力 12月 冬休み集会所開放「書き初め」 ぐるっとくん地域めぐり作戦参加		その他 朝のあいさつ運動(中止) 育成連環境浄化活動(中止) 理事会(3回)、合同役員会(書面) 学校対策部会(3回) 西上尾第一団地地区会議(4回)
令和6年	3月 広報誌(かるがも)発行		

年・月	学 級 部 事 業	協 力 事 業
令和5年 4月 5月 令和6年 4月 その他	三役決め、新旧引継ぎ 下校パトロール案内当番表さくら連絡網にて配信 三役、係決め、新旧引継ぎ ・部会(随時実施)・振替対応 ・下校時パトロール割り振り表作成・配付(2回)	合同役員会(書面) PTA総会(書面決議) 理事会 本部役員選考委員会 PTA会計監査・年度末PTA会計監査 上尾市PTA連合会・家庭教育部会 上尾ロータリークラブ主催記念講演会(出席)

年・月	広 報 部 事 業	協 力 事 業
令和5年 4月 5月 9月 12月 令和6年	新旧引継ぎ いずみ第179号・「先生紹介号」発行 いずみ180号校正確認、いずみテンプレート作成 いずみテンプレート作成 令和6年度役員選出なし(廃部へ)	合同役員会(書面) PTA総会(書面決議) 理事会 本部役員選考委員会

年・月	校 外 指 導 部 事 業	協 力 事 業
令和5年 4月 5月 7月 8月 10月 11月 令和6年 2月 その他	新通学班現地確認 危険個所改善要望書に関するアンケート実施 危険個所改善要望書作成 大谷地区中学校区生徒指導連絡協議会出席 校外指導部新部長決定 壺丁目納涼盆踊り大会協力 新部長引継ぎ・役員選出 就学時前健診アンケートチェック参加 新通学班編成、新1年生下校班編成 校外指導部役員選考会及び七役決め 新旧役員引継ぎ ・令和6年度通学班名簿作成 ・旗当番・ハリッカー表作成・配付(3回) (壺丁目地区、団地地区、今泉地区、川・向山地区)	合同役員会(書面) PTA総会(書面決議) 理事会 本部役員選考委員会 PTA会計監査・年度末PTA会計監査 上尾市PTA連合会 校外環境部会出席 大谷地区体育祭協力 壺丁目地区防災訓練(参加なし) 自転車点検講習会(中止)

令和5年度 PTA決算報告書

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 費	1,943,336	1,940,676	▲ 2,660	前期(455+31)後期(456+30)世帯※転入出あり
繰 越 金	1,621,576	1,621,576	0	
防 犯 費	0	0	0	
雑 収 入	0	0	0	利息、銀行変更による送金手数料等
合 計	3,564,912	3,562,252	▲ 2,660	

2. 支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考	
需 要 費	備品・消耗品費	200,000	184,234	15,766	印刷機リース代 インクカードリッジ等
	通 信 費	44,000	86,000	▲ 42,000	電話代等※令和5年度より引継ぎの4月に支給
	渉 外 ・ 負 担 費	250,000	104,093	145,907	市P連会費・埼玉県P連合団体保険料等
	交 通 費	45,000	84,000	▲ 39,000	会議参加等
	慶 弔 費	0	22,375	▲ 22,375	慶弔規定による
	防 犯 費	100,000	27,960	72,040	保護者用名札・子ども110番プレート・郵送費等
市 P 連	0	0	0		
総 会 費	45,000	10,016	34,984	資料印刷・記念品等	
活 動 費	本 部 費	10,000	4,728	5,272	除草作業ボランティアお茶代等
	学 級 部 費	10,000	2,102	7,898	
	広 報 部 費	10,000	0	10,000	
	広 報 紙 費	50,000	46,200	3,800	広報誌「いずみ」先生紹介号発行
	校 外 指 導 部 費	25,000	15,351	9,649	
	いまにゃんグッズ	50,000	43,638	6,362	記念クリアファイル代等
学 校 協 力 費	400,000	374,935	25,065	式典花代 図書代等	
行 事 協 力 費	120,000	0	120,000	市民駅伝費用(中止)	
予 備 費	2,205,912	0	2,205,912		
合 計	3,564,912	1,005,632	2,559,280		

3. 差引残高

3,562,252 - 1,005,632 = 2,556,620

(収入合計) - (支出合計)

令和5年度 学校協力費決算報告書

(単位:円)

収 入		支 出	
令和5年度協力金	400,000	箸代 プール清掃業務 学校図書代(49冊) 卒業式用花代 入学式用花代 学校図書代(56冊)	13,200 104,500 96,195 40,700 20,900 99,440
合 計	400,000	合 計	374,935

3. 差引残高 $400,000 - 374,935 = 25,065$

令和5年度 PTA特別会計決算報告書

(単位:円)

1. 収 入		2. 支 出	
前年度繰越金	1,297,048	周年事業費口座に合算	1,176,648
リサイクル事業助成金	16,600		
リサイクル収益金	13,000		
利息	0	周年事業積立金	150,000
合 計	1,326,648	合 計	1,326,648

3. 差引残高 $1,326,648 - 1,326,648 = 0$

令和5年度 周年事業費(積立金)報告書

(単位:円)

1. 収 入		2. 支 出	
前年度周年事業繰越金	2,003,476	名札フォルダー	1,380
令和5年度周年事業積立金	150,000		
特別会計口座より合算	1,176,648		
利息	0		
合計	3,330,124	合計	1,380

3. 差引残高 $3,330,124 - 1,380 = 3,328,744$

以上の通り報告いたします。

令和6年3月25日

PTA会長 関根 秀和

監査の結果、相違ないことを認めます。

令和6年3月25日

監査 大平 友美 ㊞

監査 木谷 千賀子 ㊞

令和6年度本部役員

<本 部>

会 長	関根 秀和
副会長	(学)植村 睦 石橋 瞳 ・ 小森 香織 宇高 あゆみ ・ 山崎 勝弘
幹事	鴨志田 春菜 ・ 見嶋 裕夏 与儀 貴子 ・ 渡邊 彩子
会計	(学)青木 高弥 本川 文絵 ・ 細井 亜耶香
書記	(学)千葉 隆一 小澤 由樹子 ・ 宇野 弥生

顧問	石川 香里 ・ 川口 香子
----	---------------

監査	河野 智子 ・ 萱場 佳那
----	---------------

団地地区委員	竹下 早希 ・ 山田 百夏
--------	---------------

令和6年度 事業計画

	事業計画
本 部	<p>書面決議 部会 運動会協力 ふれあいコンサート協力 新役員選出 「こども110番の家」協力依頼・周知活動 学校保健委員会 大谷中学校区安全パトロール事業 市P連理事会 市P連代表者会議</p> <p>※理事会（年3回）※本部役員選考委員会（年3回） ※五校連絡協議会（年1回）※PTA会計監査（10月、3月） ※学年会計監査（7月、12月、3月）※学校会計監査（10月、3月）</p>
学 級 部	<p>部会 下校時パトロールの割り振り 卒業を祝う内容等の手伝い（卒業準備対策委員）</p> <p>【協力事業】理事会 市P連家庭教育部会</p>
校外指導部	<p>部会 地区理事会 危険箇所改善要望書・環境調査書作成・提出 校外役員選考会 新年度通学班編制・名簿作成・配付 新一年生下校班編成 旗・バリッカー当番表作成・配付</p> <p>【協力事業】理事会 市P連校外環境部会 耄丁目防災訓練 大谷地区体育祭 大谷中学校区生徒指導連絡協議会</p>
団地地区委員	<p>団地地区会議総会 団地地区会議 映写会 講演会出席 あいさつ運動 広報活動 パトロール 青空まつり 育成連環境浄化活動 ぐるっとくん地域めぐり作戦 青少年育成連合会推進大会 広報紙発行 ラジオ体操協力 かるた大会 理事会 ふれあい運動会 他</p>
備 考 (お手伝い)	<p>下校時パトロール 各種団体のパトロール 旗・バリッカー当番 諸団体主催の講演会・研修会出席 育成連環境浄化活動 ぐるっとくん地域めぐり作戦 自転車点検講習会 運動会協力 除草作業 学校保健委員会</p>

令和6年度 PTA予算

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
会 費	1,996,000	1,940,676	55,324	4,000円×(467+32)世帯(R6.4.12現在)
繰 越 金	2,556,620	1,621,576	935,044	
防 犯 費	0	0	0	
雑 収 入	0	0	0	
合 計	4,552,620	3,562,252	990,368	

2. 支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考	
需 要 費	備品・消耗品費	200,000	200,000	0	コピー用紙・封筒・カートリッジ等
	印刷機リース費	140,000	140,000	0	11,000/月(令和3.7月よりリース印刷機導入)
	通 信 費	44,000	44,000	0	電話代等
	渉外・負担費	250,000	250,000	0	市P連会費・保険費・育成連等
	交 通 費	45,000	45,000	0	会議参加等
	慶 弔 費	30,000	0	30,000	
	防 犯 費	80,000	100,000	▲ 20,000	保護者用名札・子ども110番プレート
	市 P 連	0	0	0	市Pより輪番制(本年度担当なし)
総 会 費	40,000	45,000	▲ 5,000	資料印刷・記念品代等	
活 動 費	本 部 費	10,000	10,000	0	
	学 級 部 費	13,000	10,000	3,000	
	広 報 紙 費	50,000	50,000	0	Web化・「いずみ」先生紹介号のみ発行
	校 外 指 導 部 費	25,000	25,000	0	
	記 念 品 費	50,000	0	50,000	卒業・入学セット
学 校 協 力 費	400,000	400,000	0	学校・緑化整備費・式典生花代等	
周 年 行 事 積 立	150,000	0	150,000	美化環境部廃止となりPTA会費より積立	
予 備 費	3,025,620	2,243,252	782,368		
合 計	4,552,620	3,562,252	990,368		

上尾市立今泉小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、上尾市立今泉小学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、正しい民主教育の推進力となり、学校と家庭の連絡を密にし、学校教育の充実振興に寄与し、児童の幸福と、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 家庭・学校・社会における児童の福祉の増進をはかる。
- (2) 家庭と学校との連絡を緊密にし、児童の教育について保護者と教職員とが協力する。
- (3) 学校の教育的環境の整備をはかる。
- (4) 地域の社会教育の振興を助けると共に、会員相互の修養親睦をはかる。
- (5) 児童の保護指導に努める。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な活動。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、非営利的・非宗教的・非政治的であって、この会の事業達成以外の活動を目的とする団体及び事業に関与しない。

第4章 会員

第5条 この会は、上尾市立今泉小学校児童の保護者及び教職員をもって組織する。

第5章 会議

第6条 この会に次の会議をおく。

- (1) 総会 (2) 合同役員会 (3) 理事会 (4) 運営委員会 (5) 部会

第7条 総会

- (1) 総会は、全会員によって構成され、本会の最高決議機関である。
- (2) 定期総会は、年度始めに開き、事業報告、決算、役員承認及び予算審議ならびにその他重要事項の審議決定を行う。
- (3) 総会は、会長がこれを招集し、委任状提出者を含めて会員の1/3以上をもって成立し、その議決は出席会員の過半数による。ただし、会員を招集しての総会の開催が困難な場合は、会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、書面又は電磁的記録により全会員の過半数が同意の意思表示をした時は、総会の決議があったものとみなす。また、未回答や白紙は同意とみなす。なお、定期総会のほか、理事会が必要と認めるとき、または、会員の1/3以上が必要と認めるときには臨時総会を開くことができる。
- (4) 総会の議長は、総会の席上決定する。

第8条 合同役員会

すべての役員は、合同役員会を構成し、総会に次ぐ決議機関として、重要事項を審議決定する。

第9条 理事会

- (1) 理事会は、校長・会長・副会長・幹事・会計・書記・各部長・各副部長・団地地区委員をもって構成する。
- (2) 理事会は、必要に応じて開き、本会の事業を企画し、審議する。

第10条 運営委員会

- (1) 運営委員会は、校長・会長・副会長・幹事・会計・書記・各部長をもって構成する。
- (2) 運営委員会は、各部の連絡調整をおもな仕事とし、理事会より委託された事項について審議し、理事会の承認を得て活動する。

第11条 部会

部会は、委員をもって構成し、その目的を達成するために次の部を設け活動する。

- (1) 学級部
- (4) 校外指導部

(学 級 部) 児童の教育が円滑に進展し、会員相互の親睦教養を高める活動を行う。

(校外指導部) 各地区との連携を緊密にして、児童の登下校の安全及び地域の校外指導に当たるとともに、児童の健全育成のための活動を行う。

(特別部会) 必要に応じて、特別部会を開くことができる。

第6章 役員

第12条 この会は、次の役員を置き、その選出方法は下記の通りとする。

1 役員構成

会長1名・副会長若干名(うち教職員1名)・監査若干名・幹事若干名・会計若干名(うち教職員1名)書記若干名(うち教職員1名)・顧問若干名・団地地区委員2名・委員若干名・各部長1名・各副部長若干名

2 役員選出

- (1) 会長・副会長及び監査は、会員中より選び、総会の承認を得る。
- (2) 幹事・会計・書記は、会長が会員中より委嘱し、総会の承認を得る。
- (3) 監査は、他の役員を兼ねることができない。
- (4) 委員は、各学年より学級数に合わせて3名ずつ選出する。但し、学年の事情により若干名とすることができる。なお、校外指導部は各地区より若干名を選出する。
- (5) 団地地区委員は、会長が会員中より委嘱する。
- (6) 部長・副部長は、委員の互選とする。
- (7) 役員の任期は1ヵ年とし、再選できる。
- (8) 役員選考は運営委員会が行う。
- (9) 顧問は、会長が必要に応じて委嘱する。
- (10) 会長・副会長・監査・幹事・会計・書記について、年度の途中で欠員が生じた場合は、理事会の承認を経て欠員を補充することができる。補充役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第13条 役員の任務

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監査は、この会の会計を監査する。
- (4) 幹事は、会務及びその他庶務にあたる。
- (5) 会計は、この会の会計事務にあたる。
- (6) 書記は、各種会議の議事を記録し、その他庶務にあたる。
- (7) 理事及び委員は、各部に属して各種事業を遂行する。
- (8) 顧問は、必要に応じて会長の諮問に応ずる。

第7章 会計及び経理

第14条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてる。

第15条 会費

(1) この会の会費は、1世帯年額4,000円とし、年2回納入する。

但し、事情により運営委員会において会費を免除することができる。

(2) 転入した場合には、月額334円とし、学校に属する月から会費を納入する。

(3) 転出する場合には、月額334円とし、学校に属する月まで会費を納入する。

第16条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終る。

第17条 会計監査は、前期末と年度末に監査し、必要に応じて臨時監査をすることができる。会計監査は監査報告を総会に提出し、承認を得なければならない。

第8章 付則

第18条 会則改正案は、総会の少なくとも1週間前に、全会員に知らせなければならない。

第19条 この会は、次の帳簿を置く。

・会則 ・会員名簿 ・役員名簿 ・会計簿 ・記録簿

第20条 この会の会務遂行に関して必要な規定は、合同役員会の決定を得て、別に定める。

第21条 この会則は、昭和51年 6月17日より施行する。

昭和54年 5月10日一部改正する。

昭和56年 5月 8日一部改正する。

昭和57年 5月11日一部改正する。

昭和58年 5月14日一部改正する。

昭和61年 5月10日一部改正する。

平成 元年 4月26日一部改正する。

平成 3年 3月16日一部改正する。

平成 4年 2月21日一部改正する。

平成 8年 2月21日一部改正する。

平成14年 3月15日一部改正する。

平成17年 3月10日一部改正する。

平成18年 5月 1日一部改正する。

平成19年 5月 1日一部改正する。

平成20年 5月 1日一部改正する。

平成26年 5月 2日一部改正する。

令和 元年 5月10日一部改正する。

令和 5年 4月24日一部改正する。

令和 6年 4月26日一部改正する。

【慶弔規定】

- 1 会則第20条に基づいて、この規定を定める。
- 2 この規定は、上尾市立今泉小学校PTA慶弔規定と称し、会員相互の親睦をはかる。
- 3 会員及び児童に、次のことが生じた場合は、規定の金額を支出する。
 - (1) 会員が死亡したとき…………… (10,000 円)
 - (2) 児童が死亡したとき…………… (10,000 円)
 - (3) 会員が2週間以上入院したとき…………… (5,000 円)
 - (4) 児童が2週間以上入院したとき…………… (5,000 円)
 - (5) 各種団体に対する慶弔金…………… (3,000 円～5,000 円)
 - (6) その他、必要とする場合は、理事会の承認を得るものとする。
- 4 この規定は、昭和51年 6月17日より施行する。
昭和57年 5月11日一部改正する。
平成 3年 3月16日一部改正する。
平成13年 4月27日一部改正する。
平成15年 4月25日一部改正する。
令和 5年 4月24日一部改正する。

上尾市立今泉小学校 PTA 会則（一部改正）

今泉小学校 PTA 活動の円滑化を目指し、本校 PTA 会則を見直し、次のように改正する事を提案いたします。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

旧会則	新改正案
第 11 条 部会 （2） （広報部）PTA 活動の理解を深めるための 広報活動を行う。	第 11 条 部会 （2） <u>（広報部）を削除</u>

【第 5 章 会議 第 11 部会 （2）改正理由】

小学校内外に公にする広報媒体に、写真を載せられる児童と載せられない児童の把握を役員が求められるようになり、それが不可能と判断したため。

今泉小学校 PTA 個人情報取扱規則

1 目的

第1条 今泉小学校 PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や、写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

2 責務

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

3 管理者

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

4 取扱者

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各部部長とする。

5 秘密保持義務

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 収集方法

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

7 周知

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知する。

8 利用

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任理事・登校班等の名簿の作成
- (4) 役員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、PTA ホームページへの掲載

9 利用目的による制限

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

10 管理

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

11 保管及び持ち出し等

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。

12 第三者提供の制限

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 講習衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が、法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

13 第三者提供に係る記録の作成等

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

14 第三者提供を受ける際の確認等

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

15 情報の開示

第15条 本会は、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

16 漏えい時等の対応

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

17 研修

第17条 本会は、役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

18 苦情の処理

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

19 改正

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、理事会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は令和5年4月1日より施行する。

《 P T A 組 織 図 》

顧 問

監 査

団地地区委員

【 理 事 会 】

校 会 副 幹 会 書 各 部 長
 長 長 事 計 記 長
 各 副 部 長
 団 地 地 区 委 員

【 本 部 】
 会 長
 副 会 長
 幹 事
 会 計
 書 記

【 運 営 委 員 会 】

校 会 副 幹 会 書 各 部
 長 長 事 計 記 長

学 級 部

校 外 指 導 部

【 合 同 役 員 会 】

全 て の 役 員

【 協 力 団 体 】

今 泉 小 学 校 学 校 応 援 団

- * 図書支援ボランティア
- * 学習支援ボランティア
- * いずみ学級ボランティア
- * 学校運営協議会

- * 登下校ボランティア
- * 学校環境ボランティア
- * おやじの会

業務委任契約

上尾市立今泉小学校PTA（以下「甲」という）と、上尾市立今泉小学校（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次のとおり業務委任契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- （1） P T A会費の集金及び督促、経理事務一般
- （2） 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- （3） P T A広報誌、各種P T A関連文書等の配布作業
- （4） その他、甲、乙協議の上で必要な業務

前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し、委任契約の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（報酬）

第3条 この業務委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（補足）

第5条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

賠償責任保険：基本補償

事故報告書：様式Ⅲを使用

①PTA活動中の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTA管理下(*1)における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・PTA活動(*2)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、貴PTAが負担する法律上の賠償責任
- ・PTA会員および児童・生徒が、日本国内において保管物(貴PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。)を損壊・紛失、または盗取されたことにより貴PTAが負担する法律上の賠償責任

◆被保険者(補償を受けることができる方)：貴PTA

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAが開催したスポーツ大会で、テントの設置ミスによりテントが突然倒れてきたため見学者がケガをした。



PTA主催のテニス大会用にPTAが借りていたテニスラケットをPTA会員が誤って破損した。



◆補償金額：

PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人・支払い限度額	1名/1事故につき 1億円(免責金額なし)
	対物・支払い限度額	1事故につき 1億円(免責金額なし)
保管物にかかわる賠償責任・支払い限度額		加害者1名 10万円 保険期間中 500万円 (1事故免責金額 5,000円)

*1「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。

*2「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」をバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く

法律相談：午前10時～午後6時
税務相談：午後2時～午後4時
社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。契約とは異なります。
- *2 6親等以内の血縁・3親等以内の姻縁をいいます。

傷害保険：基本補償

事故報告書：様式Ⅱを使用

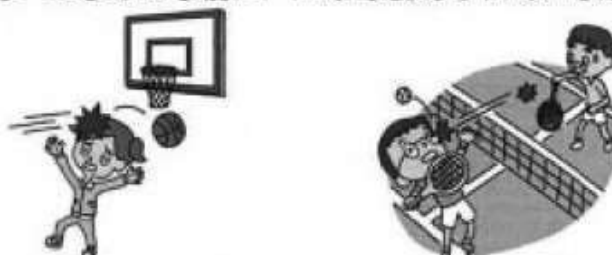
②PTA活動中のケガの補償(PTA団体傷害保険)

日本国内において、保険の対象となる方がPTAの管理下でPTA行事(*1)に参加している間(*2)の「急激かつ偶然な外来の事故(*3)」により、保険の対象となる方がケガ(*4)をした場合に保険金をお支払いします。

- ◆保険の対象となる方(被保険者)：
①PTA会員およびその学校に通学する児童および生徒
②PTA会員の同居のご親族(*5)
③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTA主催のスポーツ大会で
ボールがあたってケガをした。



- ◆補償金額：
(保険金額)

死亡保険金 (後遺障害保険金)	250万円 (後遺障害に応じて10~250万円)
入院保険金日額	3,000円
手術保険金(*8)	(入院中以外の手術)1.5万円 (入院中の手術)3万円
通院保険金日額	2,000円

*1「PTA行事」とは、この保険の対象となるPTA行事は、日本国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金のお支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

*2 PTA行事の開催場所と住居の往復途上を含みます。

*3 日射・熱射による熱中症は補償の対象となりません。

*4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガは保険金のお支払いの対象となりません。

*5 6親等以内の血族、配偶者(*6)または3親等以内の姻族をいいます。

*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

①婚姻意思(*7)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

*8 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

□保険の詳細内容・保険金請求に関するお問い合わせ先

(取扱代理店)株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO(東京海上日動グループ100%出資代理店)

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階

TEL: 03-6826-8200 (月~金 9:00~17:00)

FAX: 03-6826-8201 MAIL: saitamakenpta@tnpgrp.jp

(引受保険会社)東京海上日動火災保険株式会社

(担当) 東京中央支店専業代理店営業第2チーム

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階 TEL:03-5781-6597

